

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示**
- 地方自治法第二百五十二条の三十六第一項の規定により包括外部監査契約を締結した件 一九〇
 - 計量器の定期検査を実施する件 一九一
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件 一九二
 - 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 一九三
 - 道路の区域を変更する件八件 一九四
 - 道路の供用を開始する件七件 一九五
 - 都市計画法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域を指定する件 一九六
- 公告**
- 争議行為を行う旨通知があった件 一九七
 - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 一九八
 - 県営土地改良事業の工事が完了した件 一九九
 - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件六件 二〇〇
 - 落札者を決定した件二件 二〇一

告示

福島県告示第三百二二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約（以下「契約」という。）を次のとおり締結した。なお、契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、この告示の日から三十日間、福島県総務部人事総室職員研修課において一般の閲覧に供する。

令和四年四月二十二日

- 一 契約を締結した者の氏名及び住所
鈴木 一徳 福島県郡山市咲田一丁目一番二十三号
- 二 契約の期間の始期
令和四年四月一日
- 三 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法及び実費の額の合算
契約で定める基本調査費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算額に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払
- 四 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算額に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払

福島県告示第三百三三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
町 耶麻郡猪苗代	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	六月一日 午後一時三〇分から 午後二時三〇分まで	中ノ沢体育館
同 郡北塩原		同 午後三時一五分から 午後四時まで	川桁体育館
		六月二日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで	猪苗代町役場
		六月三日 午前九時三〇分から 午前一一時一五分まで	北塩原村役場コミュニティセンターホール

喜多方市	耶麻郡磐梯町	喜多方市	河沼郡湯川村	喜多方市
------	--------	------	--------	------

六月一四日 午後一時三〇分から 午後四時まで	六月一五日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後二時三〇分まで	六月九日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	同 午後一時三〇分から 午後四時まで	六月八日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	同 午後二時から 午後三時三〇分まで	六月七日 午前一〇時三〇分から 午前一二時まで	同 午前一一時一五分から 午前一二時まで	六月七日 午前一〇時三〇分 午後三時三〇分まで	同 午後二時から 午後三時三〇分まで	六月八日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	六月九日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	六月一四日 午後一時三〇分から 午後四時まで	六月一五日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後二時三〇分まで
喜多方市厚生会館	同	磐梯町中央公民館	喜多方市塩川体育館	湯川村役場	喜多方市山都体育館	喜多方市高郷総合支所	北塩原村自然環境活用センター	喜多方市熱塩加納体育館	喜多方市熱塩加納体育館	湯川村役場	喜多方市山都体育館	喜多方市熱塩加納体育館	喜多方市熱塩加納体育館

右に掲げる市町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	六月一六日 午後一時三〇分から 午後四時まで	喜多方市松山公民館
右に掲げる市町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	六月一七日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	喜多方市熱塩加納体育館
右に掲げる市町村	六月二〇日から七月一日まで（土曜日及び日曜日を除く。） 午前九時から 午前一一時三〇分まで 午後一時から 午後三時まで	福島県計量検定所	福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
喜多方市、耶麻郡北塩原村、同郡磐梯町、同郡猪苗代町及び河沼郡湯川村	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月三日から十二月二一日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第三百四号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、只見町土地改良区から令和四年三月二十五日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月十四日認可した。
令和四年四月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

福島県告示第三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不分明な者の氏名
街龍吉 街徹二 荻生守義 登傳
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和四年農林水産省告示第五百六十六号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第三百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和四年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道須賀川矢吹線	西白河郡矢吹町大久保 二四九番一地从先から 同 郡同 町西長峰 四三番一地从先まで	変更前 変更後	一一・六〇 三四・六〇	一、三〇六・〇〇 一、三〇六・〇〇
		変更後	一一・六〇 三四・六〇	一、三〇六・〇〇

（道路計画課）

福島県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和四年四月二十二日から二週間一般の縦覧に

供する。

令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 四〇〇号	大沼郡三島町大字名入 字上赤谷二四六番三 地先から 同 郡同 町大字名入 字根岸居平一七番地先 まで	変更前 変更後	一三・〇〇 三五・七〇	一、三二二・二二 一、三二二・二二
		変更後	一三・〇〇 四二・〇〇	一、三二二・二二

（道路計画課）

福島県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和四年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道下郷会津本郷線	大沼郡会津美里町氷玉 字漆原甲一〇三〇番地 先から 同 郡同 町氷玉 字上り戸一番地先まで	変更前 変更後	六・八〇 二四・〇〇	一、六三三・〇〇 一、六五七・八〇
		変更後	B 一〇・〇〇 五五・七〇	一、六五七・八〇

（道路計画課）

福島県告示第三百九号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和四年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道会津 坂下会津 高田線	大沼郡会津美里町境野 字境野六六四番一地从 先まで	七・二〇	一三・一〇	七・二〇	九六二・六
		同 郡同 町御田 字御田二四四八番一地 先まで	一〇・八〇		

(道路計画課)

福島県告示第三百十号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和四年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
一般国道 三四九号	東白川郡矢祭町大字小 田川字春田一番一地从 先まで	四・二〇	二一・六〇	四・二〇	二、五六二・九
		同 郡同 町大字宝 坂字中平一一番二地先 まで	A		

福島県告示第三百十一号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

(道路計画課)

東白川郡矢祭町大字小 田川字春田一番一地从 先まで	同 郡同 町大字宝 坂字中平一一番二地先 まで	変更後	B 一七・五〇 五三・〇〇	七九一・三
東白川郡矢祭町大字小 田川字春田一番一地从 先まで	同 郡同 町大字宝 坂字中平一一番二地先 まで	A 四・五〇 二一・六〇	A 四・五〇 二一・六〇	二、六一七・九
東白川郡矢祭町大字小 田川字春田一番一地从 先まで	同 郡同 町大字宝 坂字中平一一番二地先 まで	C 四・二〇 八三・〇〇	C 四・二〇 八三・〇〇	一、三七三・七
東白川郡矢祭町大字小 田川字春田一番一地从 先まで	同 郡同 町大字宝 坂字中平一一番二地先 まで	C 九・二〇 八三・〇〇	C 九・二〇 八三・〇〇	一、四二八・七

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道原町 浪江線	南相馬市原町区馬場字 薬師岳一番一九地先か ら 同 市原町区馬場字 薬師岳一〇番地先まで	変更前 一七・八 四六・〇 変更後 一七・八 四二・四	二〇〇・〇 二〇〇・〇	二〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道福島 飯野線	福島市松川町沼袋字浜 子三八番地先から 同 市松川町沼袋字北 一五八番六地先まで	変更前 一一・八 二八・一 変更後 一一・八 二〇・八	七〇・〇 七〇・〇	七〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道霊山 松川線	福島市松川町沼袋字北 一五八番六地先から 同 市松川町沼袋字浜 子三八番地先まで	変更前 一一・八 二八・一 変更後 一一・八 二〇・八	七〇・〇 七〇・〇	七〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和四年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道須賀川矢吹線	西白河郡矢吹町大久保二四九番一 地先から 同 郡同 町西長峰四三番一 地先まで	令和四年四月二十二日

(道路計画課)

福島県告示第三百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県津若松建設事務所で令和四年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四〇〇号	大沼郡三島町大字名入字上赤谷二	令和四年四月二十二日

四六六番三地先から 同 郡同 町大字名入字下赤谷二 一六四番一地先まで

(道路計画課)

福島県告示第三百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和四年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道下郷会津本郷線	大沼郡会津美里町氷玉字家ノ下四 四番二地先から 同 郡同 町氷玉字上り戸一 番地先まで	令和四年四月二二日

(道路計画課)

福島県告示第三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和四年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道会津坂下会津高田線	大沼郡会津美里町境野字境野六六 四番一地先から 同 郡同 町御田字御田二四 四八番一地先まで	令和四年四月二二日

(道路計画課)

福島県告示第三百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道原町浪江線	南相馬市原町区馬場字薬師岳一番 一九地先から 同 市原町区馬場字薬師岳一〇 番地先まで	令和四年四月二二日

(道路計画課)

福島県告示第三百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道福島飯野線	福島市松川町沼袋字浜子三八番地 先から 同 市松川町沼袋字北一五八番六 地先まで	令和四年四月二二日

(道路計画課)

福島県告示第三百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
-----	---------	---------

県道霊山松川線	福島市松川町沼袋字北一五八番六地先から 同 市松川町沼袋字浜子三八番地先まで	令和四年四月二二日
---------	---	-----------

(道路計画課)

福島県告示第三百二十一号

福島県都市計画法施行条例(平成十一年福島県条例第七十六号)第三条第一項の規定により次のとおり都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域として指定し、その関係図書を縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 土地の区域
伊達郡桑折町大字下郡字日暮、字横山、字館西、字寺前、字館ノ内、字八幡、字八幡前、字曲松、字堂ノ前、字下郡前、字苗松、字細町、字柿ノ口、字榎、字鶴巻の各一部の区域
- 二 指定年月日
令和四年三月三十一日
- 三 縦覧に供する図書
位置図及び区域図の写し
- 四 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県北建設事務所総務部行政課及び桑折町まちづくり推進課

(都市計画課)

公 告

公告第九十九号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、国鉄福島動力車労働組合執行委員長橋本光一からJR東日本郡山総合車両センター保全科の体制強化等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、令和四年四月十一日付けで通知があった。

令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 日時 令和四年四月二十五日十二時から終業時(十七時)まで
- 二 場所 JR東日本郡山総合車両センター内

三 概要 ストライキを含む争議行為を行う。

(雇用労政課)

公告第百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
楢葉町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 松本 幸英

同 山内 茂樹

同 佐藤 憲之

同 猪狩 博美

同 渡邊 秀幸

同 佐藤 英夫

同 安藤 英明

就任した役員

役別 氏名

理事 松本 幸英

同 山内 茂樹

同 佐藤 憲之

同 猪狩 博美

同 渡邊 秀幸

同 佐藤 英夫

同 安藤 英明

住所

双葉郡楢葉町大字下小墻字広畑五一番地の一

同 郡同 町大字北田字金堂地二番地

同 郡同 町大字下小墻字府ノ内一番地

同 郡同 町大字下繁岡字植松七番地

同 郡同 町大字山田岡字寺西二番地

同 郡同 町大字上繁岡字小六郎三一番地の三

同 郡同 町大字下小墻字麦入四九番地の二

住所

双葉郡楢葉町大字下小墻字広畑五一番地の一

同 郡同 町大字北田字金堂地二番地

同 郡同 町大字下小墻字府ノ内一番地

同 郡同 町大字下繁岡字植松七番地

同 郡同 町大字山田岡字寺西二番地

同 郡同 町大字上繁岡字小六郎三一番地の三

同 郡同 町大字下小墻字麦入四九番地の二

(農村計画課)

公告第百一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により、前田川地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業)の工事は令和四年三月三十日完了したので公告する。

令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

公告第百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、白河市から県南都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課
（都市計画課）

公告第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、白河市から県南都市計画特別用途地区の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課
（都市計画課）

公告第百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、白河市から県南都市計画風致地区の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課
（都市計画課）

公告第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、白河市から県南都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課
（都市計画課）

公告第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、白河市から県南都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課
（都市計画課）

公告第百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課
（都市計画課）

公告第108号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年4月22日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
金属3DプリンタⅣ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和4年3月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社伊藤商店機材部 福島県郡山市菜根5丁目21番13号
- 5 落札金額
67,430,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年2月4日

（入札用度課）

公告第109号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年4月22日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ロボット学習システムⅡ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和4年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
美和電気工業株式会社 東京都新宿区新宿一丁目8番5号新宿御苑室町ビル6階
- 5 落札金額
26,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年2月1日

（入札用度課）